

－ はかりの定期検査日程のお知らせ －

2026年度のはかりの定期検査を次の日程で行いますので、取引又は証明(業務用)に使用するはかりは、必ずこの検査を受けてください。

(受検の際、手数料を御持参ください。)

やむを得ず、該当する検査場で受検できないときは、最寄りの検査場で受検してください。〔昼休み時間(正午～午後1時)は除く。〕

なお、受検していないはかりは、業務用には使用できません。検査を受けないままはかりを業務用で使用すると、計量法第173条により50万円以下の罰金に処せられることになっています。また、検定証印もしくは基準適合証印のないはかりを業務用で使用すると、計量法第172条により6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金、もしくはその両方に処せられることになっています。

長岡京市

検査区域	検査場所	検査日時	
全区域	長岡京市産業文化会館	7月8日	午前10時～午後3時
		7月9日	

大山崎町

検査区域	検査場所	検査日時	
全区域	大山崎体育館	7月10日	午前11時～午後2時

向日市

検査区域	検査場所	検査日時	
全区域	向日市民体育館	7月13日	午前10時30分～午後3時30分

京 都 府 ・ 大 山 崎 町

(指定期間検査機関：一般社団法人京都府計量協会)

向 日 市

長 岡 京 市